

# 大垣女子短期大学 GPA制度に関する要項

(平成26年4月1日制定)

## (趣旨)

第1 大垣女子短期大学（以下「本学」という。）におけるGPA（Grade Point Average）制度の運用については、本学学則、本学教務規程又はこれらに基づく別段の定めによるほか、この要項の定めるところによる。

## (GP)

第2 GP（Grade Point）とは、授業科目の成績得点（満点を100点、合格最低点を60点とした尺度）について、次の式により求めた値をいう。

$$GP = (成績得点 - 55) / 10 \quad \text{ただし、成績得点} < 60 \text{ は} GP = 0.0 \text{ とする。}$$

2 前項の方法で求めたGPを「f-strict GP」と呼び、学内で標準的に用いるGPとするものとする。

3 対外的に通用性を配慮する必要がある場合には、GPが「4.0」以上の値を一律「4.0」に、「0.5以上1.0以下」の値を一律「1.0」にしたものを「f-general GP」と呼び、用いるものとする。なお、この要項及び本学における他の規則において「GP」とあるのは、別段の定めがある場合を除き前項によって算出したGPをいう。

## (GPA)

第3 GPAとは、個々の学生の学修時間当たりの学習到達度を表す指標となる数値で、履修した授業科目のGPに当該科目の単位数を乗じた値を履修した全科目について総計し、その値を履修した総単位数で除して算出する平均値をいう。

2 GPAの算定対象となる授業科目は、次の各号に掲げるものとし、評価が未確定又は保留の授業科目については除外するものとする。

- (1) 単位が認定された科目
- (2) 不合格 (GP=0) の判定を得た科目
- (3) 履修を届け出たが、定期テストの受験資格なし等に該当して単位認定がなされなかった科目

3 GPAは、前項に規定するGPA算定対象科目について、当該学期における学修の状況及び成果を示す指標としての「学期GPA」、当該年度における同指標としての「年度GPA」、並びに在学中の全期間における指標としての「累積GPA」に区分して、各区分の定める次の計算式により計算するものとし、計算値は小数点第3位以下を切り捨てるものとする。

### GPAの計算式

学期GPA = (当該学期の履修登録科目のGP × 当該科目の単位数) の総和 / 当該学期の履修総単位数

年度GPA = (当該年度の履修登録科目のGP × 当該科目の単位数) の総和 / 当該年度の履修総単位数

累積GPA = (在学全期間の履修登録科目のGP × 当該科目の単位数) の総和 / 在学全期間の履修総単位数

4 第2の第2項に規定する「f-strict GP」を用いたGPAを「f-strict GPA」と呼び、学内で標準的に用いるGPAとする。

5 第2の第3項に規定する「f-general GP」を用いたGPAを「f-general GPA」と呼び、

対外的な通用性に配慮する必要がある場合に用いるものとする。なお、この要項及び本学における他の規則において「GPA」とあるのは、別段の定めがある場合を除き「f-strict GPA」をいう。

6 第3項に示す計算式に準じて、教養科目のGPA、専門科目のGPA、授業形態別GPAなどの区分で算出し、学生への修学指導に活用することを妨げない。

(GPA算定期日の取扱い)

第4 GPAの算定は、学期ごとに指定された日（以下「GPA算定期日」という。）までに確定した成績に基づいて行う。

2 GPA算定期日は、原則として前期にあっては9月末日、後期にあっては3月末日とする。  
(不合格科目の再履修の取扱い)

第5 不合格と評価されたのちに再履修によって合格となり単位を修得した授業科目については、再履修によって得た評価と単位数はGPA算定期に算入するものとし、当該科目について過去に得た不合格の評価及び単位数はGPA算定期から除外するものとする。

(成績証明書への記載)

第6 成績証明書には、累積GPAとその算出方法を記載するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、必要に応じて成績証明書には累積GPA並びにそれに対応した「f-general GPA」とそれぞれの算出方法、もしくは累積GPAと対応した「f-general GPA」とその算出方法を記載することができるものとする。

3 前2項については、必要に応じて算出方法を省略することができるものとする。

(GPA算定期対象科目の履修の取消し)

第7 GPA算定期対象科目について、履修登録をした授業科目であっても受講目的が達成されないなどの理由から、別に定める履修取消期間内に限り、履修の登録を取り消すことができるものとする。

2 履修取消期間内に取消し手続きを行わない場合は、履修登録科目のすべてが成績評価並びにGPA算定期の対象となる。

3 第1項の規定にかかわらず、病気、事故等やむを得ない事情による場合で学長が認めるときは、履修取消期間以降においても履修を取り消すことができるものとする。

(成績評価と成績得点)

第8 他大学等で5段階の評定でなされた成績評価を本学のGPに換算する必要があると判断された場合には、成績の評定を次の成績得点に読み替えるものとする。

評定（以下に該当する表現のものを含む）	成績得点
秀（AA）	95
優（A）	85
良（B）	75
可（C）	65
不可（D）：不合格	55

2 5段階の評定でなされていないもの又は一括認定等による場合で本学のGPに換算する必要があると判断された場合には、前項に準じて当該学科で検討し、教務委員会での審議を経て、学長が読み替える成績得点を決定するものとする。

(GPAの活用)

第9 GPAは、学生の状況を充分に配慮した上で、次の各号の指導や支援等に活用するものとする。

- (1) 受講単位の制限
- (2) 修学にあたってのアカデミック・アドバイザー等の助言や指導
- (3) 特定科目的履修及び卒業の制限、退学等の勧告
- (4) 表彰、奨学金等の選定基準
- (5) その他指導や支援に必要な事項

2 前項の基準等については、別にこれを定める。

(委任)

第10 この要項に定めるもののほか、GPA制度の実施に関し必要な事項は学長が定める。

(庶務)

第11 この要項に関する庶務は、学長が命じた事務部局が行う。

(要項の改廃)

第12 この要項の改廃は、教授会の意見を聴いて学長が決定する。

#### 附 則

- 1 この要項は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度に本学の第1年次に入学する者から適用する。
- 2 この要項施行の際、前日から引き続き在学する者（以下「在学者」という。）及び平成26年4月1日以降に在学者の属する年次に復学又は再入学する者については、なお従前の例による。
- 3 この要項は、平成27年4月1日から施行する。
- 4 この要項は、令和2年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要項は、令和6年3月1日から施行する。

## 大垣女子短期大学入学前の既修得単位の認定に関する要項

（平成27年4月1日制定）

（趣旨）

第1 この要項は、大垣女子短期大学学則（以下「学則」という。）第34条及び大垣女子短期大学教務規程（以下「規程」という。）第24条に規定する入学前の既修得単位の認定について、規程第25条の2に基づき必要な事項を定める。

（単位認定の対象）

第2 単位認定の対象とすることができる入学前の既修得単位等は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学則第34条第1項の規定による短期大学又は大学（外国の短期大学、大学又はこれに相当する高等教育機関を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）
- (2) 学則第34条第2項の規定による短期大学以外の教育施設等における学修のうち、次に掲げるもの
  - ア 短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修
  - イ 大学の専攻科における学修

- ウ 高等専門学校の課程における学修で、短期大学教育に相当する水準を有するもの
- エ 専修学校の専門課程のうち修業年限が2年以上のものにおける学修で、短期大学教育に相当する水準を有するもの
- オ 次に掲げる学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うものにおける学修で、短期大学において短期大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
  - (ア) 防衛省設置法による防衛大学校
  - (イ) 職業能力開発促進法による職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発総合大学校（旧法によるこれに類するものを含む。）
  - (ウ) 独立行政法人水産大学校法による独立行政法人水産大学校（旧法によるこれに類するものを含む。）
  - (エ) 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律による国立高度専門医療研究センターの職員の養成及び研修を目的として看護に関する学理及び技術の教授及び研究並びに研修を行う施設（厚生労働省令によるこれに類するものを含む。）
  - (オ) 国土交通省組織令による気象大学校（旧法又は旧政令によるこれに類するものを含む。）及び海上保安大学校（旧政令によるこれに類するものを含む。）

2 前項に定めるもののほか、学長が認めた場合は、次の各号に掲げる学修の全部又は一部を単位認定の対象とすることができます。

- (1) 教育職員免許法の規定により文部科学大臣の認定を受けて短期大学又は大学が行う講習又は公開講座における学修
- (2) 社会教育法の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて短期大学又は大学が行う社会教育主事の講習における学修
- (3) 図書館法の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて短期大学又は大学が行う司書及び司書補の講習における学修
- (4) 学校図書館法の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて短期大学又は大学が行う司書教諭の講習における学修
- (5) 青少年及び成人の学習活動に係る知識・技能審査事業の認定に関する規則又は技能審査の認定に関する規則による文部科学大臣の認定を受けた技能審査の合格に係る学修
- (6) アメリカ合衆国の営利を目的としない法人であるエデュケーション・テスティング・サービスが英語の能力を判定するために実施するトフル及びトイックにおける成果に係る学修

（単位認定の取扱い）

第3 単位認定の取扱いについては、学則第29条第1項及び規程第14条第1項に基づくことを原則として、次の各号のとおりとする。

- (1) 教養科目及び専門科目（専門基礎科目を含む。）については、個別認定を原則とするが、科目名に関わらず科目内容、学修時間数及び単位数によって認定する。
- (2) 第2の第1項に規定する対象のうち、別表第1欄の学科に入学した者で同第2欄に該当する者については、同第3欄の認定を行うものとする。
- (3) 第2の第2項に規定する対象についての単位認定の取扱いは、学長が定める。

2 前項第1号から第3号について、同じ授業科目を重複して認定してはならない。

（申請手続）

第4 単位認定を受けようとする学生は、入学年度の前期の始めまでに、入学前の既修得単位等に係る単位認定申請書に成績証明書その他必要書類を添えて、担当事務部局を経て学長

に申請するものとする。

(審査)

第5 第4の申請があったときは、教務委員会及び当該学科で審査を行う。

2 審査にあたっては、必要に応じて申請者に対し試問を行い又は必要な資料の提出を求めることができる。

(単位認定)

第6 単位認定は、教務委員会及び当該学科の審査結果に基づき、教授会の意見を聴いた上で学長が行う。

(申請者への通知)

第7 学長は、単位認定の結果を、入学前の既修得単位等に係る単位認定通知書により申請者に通知するものとする。

(履修指導)

第8 単位認定を行ったときは、学科長は学科指導教員に授業科目の履修に関し適切な指導を行わせるものとする。

(学籍簿の取扱い)

第9 既修科目履修認定を受けた科目の成績評価については、「認定」と表記する。

(委任)

第10 この要項に定めるもののほか、単位認定に関し必要な事項は、学長が定める。

(庶務)

第11 この要項に関する庶務は、学長が命じた事務部局が行う。

(要項の改廃)

第12 この要項の改廃は、教授会の意見を聴いて学長が決定する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

一部改正したこの要項は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和6年3月1日から施行する。

別表（第3関係）

第1欄	第2欄	第3欄
音楽総合学科	看護師免許を有する者	音楽療法士（2種）資格取得要件における次の分野について認定する。 ア 教養関連科目のうち、外国語コミュニケーション分野、情報処理分野に該当する科目 イ 音楽療法の関連分野のうち、福祉に関する科目、医学・看護に関する科目、心理に関する科目に該当する科目

# 大垣女子短期大学における気象の特別警報等発表時の授業等の取扱いに関する要項

(平成26年4月1日制定)

## (趣旨)

第1 この要項は、気象の特別警報、暴風警報、及び暴風雪警報（以下「特別警報等」という。）発表時に、大垣女子短期大学（以下「本学」という。）在学生等（長期履修学生、科目等履修生、特別聴講生、研究生を含む。以下「在学生等」という。）の通学上の事故等を防止するため、授業等の取扱いに関して必要な事項を定める。

## (定義)

第2 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

### (1) 特別警報等

気象庁（岐阜地方気象台）の定める天気予報区による岐阜県美濃地方のうち、「岐阜・西濃」に発表する特別警報（種類不問）、暴風警報及び暴風雪警報をいう。

### (2) 「岐阜・西濃」の対象市町

岐阜市、大垣市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、海津市、岐南町、笠松町、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町をいう。

### (3) 授業等

授業及び定期試験等（追試験及び再試験を含む）をいう。

### (4) 実習等

幼稚園、児童福祉施設、病院、歯科診療所、社会福祉施設等外部機関で行う実習をいう。

### (5) 学校行事等

上記(3)及び(4)以外で本学が認めた行事であり、本学休日に行うものもこれに準ずる。

## (休講措置)

第3 授業等、実習等及び学校行事等（以下「授業等」という。）の日において、特別警報等発表に伴う休講及び休講解除の措置は、次のとおりとする。

- (1) 午前6時30分時点で特別警報等が発表されている場合は、その日の1时限及び2时限の授業等は休講とする。
- (2) 午前6時30分を過ぎ、午前10時30分までの間に特別警報等が発表された場合は、発表時点から授業等を休講とする。
- (3) 午前10時30分までに特別警報等が解除された場合は、授業等は3时限以降を行うものとする。
- (4) 午前10時30分時点で特別警報等が継続して発表されている場合は、その日の授業等をすべて休講とする。
- (5) 午前10時30分を過ぎてから気象の特別警報等が発表された場合は、発表時点から授業等を休講とする。
- (6) 実習等は、実習等の責任者の指示に従うものとし、また、休講となった时限分の代替措置は、当該学科と実習等先で協議・決定するものとする。学校行事等は、本学行事責任者の指示に従うものとする。

## (特別休講)

第4 第3以外の次の各事象にもとづく特別休講の措置は、本学当該学科長、事務局長及び各課長が協議のうえ、学長が決定する。

- (1) 「岐阜・西濃」を運行区間している公共交通機関が、気象悪化による計画運休を事前に発表するなど、学生の通学の至便性が著しく低下することが予想される場合。
- (2) 「岐阜・西濃」を流域とする河川の氾濫情報が発表された場合。
- (3) その他、本学学長が休講する必要があると判断した場合。

## (遠隔授業等の取扱い)

第5 第3にかかわらず、インターネットを活用した対面によらない授業及び試験（以下「遠隔授業等」という。）を実施する場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) オンデマンド型授業等（授業等担当教員が講義資料や課題をインターネット上に用意し、学生は決められた期間内の自由な時間にアクセスするもの）は、休講としない。
- (2) 同時配信型（リアルタイム配信型）授業等、休講としない。
- (3) 停電、インターネット回線異常又はインターネット環境下により配信又は受信等が困難な場合は、当該授業等担当教員は休講とする場合がある。

## (周知方法)

第6 休講措置の周知は、次の方法による。

- (1) 在学生等に対しては、本学ポータルサイトにより周知する。ただし、授業等実施中の場合は、当該授業担当教員及び本学職員を通じて周知する。
- (2) 担当授業等が休講となる非常勤講師については、学長が命じた事務部局から電話及び本学ポータルサイトにより周知する。
- (3) 本学ホームページに掲載する。
- (4) その他必要な措置を講じて周知する。

## (気象の特別警報等の確認)

第7 特別警報等警報の発表並びに解除の確認は、自治体の防災行政無線等、テレビ、ラジオ、気象庁及び自治体のWebサイト等の発表によるものとする。

## (休講措置の補充)

第8 休講措置の補充は、適当な時期に補講等により補充しなければならない。

## (その他)

第9 第3及び第4の措置を行った際は、図書館も同様の措置とする。また、在学生等の自習及びサークル活動等も同様の措置とし、休講の時間帯は、学内での滞留を認めない。

なお、在学生等からの申出により、帰宅することが困難であると学長が認める場合は、この限りではない。

第10 在学生等が居住する地域において、気象の特別警報等の発表により通学が極めて困難である状況下においては、安全を第一に考え、通学に関して安全が確保できる状況になるまでは自宅で待機することとし、後日その状況等を学長が命じた事務部局に届け出るものとする。

## (要項の改廃)

第11 この要項の改廃は、教授会の意見を聴いて学長が決定する。

## 附 則

1. この要項は、平成26年4月1日から実施する。

2. 一部改正したこの要項は、平成27年4月1日から実施する。
3. この要項は、令和3年4月1日から実施する。
4. この要項は、令和4年4月1日から実施する。
5. この要項は、令和5年8月1日から実施する。
6. この要項は、令和6年3月1日から実施する。

## 大垣女子短期大学研究生規程

---

(平成12年3月1日制定)

### (目的)

第1条 この規程は、大垣女子短期大学（以下「本学」という。）が、知識・技能の向上と応用能力の伸展をはかることを目的として、研究生を受け入れることに關し、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この規程で「研究生」とは、特定の研究課題について、指導教員のもとで研究のための指導を受ける者をいう。

### (資格)

第3条 研究生の資格については、指導教員の推薦を得た次の者とする。

- (1) 本学の卒業生
- (2) 短期大学を卒業した者、又はこれと同等以上の技能・能力を有すると認められる女子
- (3) 研究機関、教育委員会その他公共団体から委託された委託研究員。ただし、この場合については性別を問わない。

### (定員)

第4条 研究生の定員は、正規の学生の教育指導に支障をきたさない範囲内で、研究目的を勘案して学科長が決定する。

### (修業期間)

第5条 研究生の修業年限は1年を原則とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、必要に応じその期間を延長することができる。この場合所定の手続きを要するものとする。

### (応募・申請)

第6条 研究生となることを希望する者は、所定の申請書に選考料を添えて学長が命じた事務部局に申請するものとする。

- 2 学長が命じた事務部局は、提出された申請書を当該学科の選考を経て、教授会の議に付するものとする。
- 3 研究生は、教授会の議を経て、学長がこれを許可する。
- 4 選考料は、25,000円とする。

### (聴講・施設利用等)

第7条 研究生は、研究目的遂行のため、次の事項を指導教員の許可のもとに行うことができる。

- (1) 研究上必要な科目を履修したいときは、担当教員の許可を得て聴講することができる。
- (2) 前号により履修した科目については、原則として単位認定は行わない。
- (3) 本学の施設・設備については、所定の手続を経て使用することができる。

(研究費)

第8条 研究生は、その研究に係る費用として、下記により研究費を所定の期日までに本学に納入しなければならない。納入した研究費は、原則として返還しない。

- (1) 年額 300,000円（各期ごとに納入）
- (2) 本学卒業生 年額 200,000円（各期ごとに納入）

(遵守義務)

第9条 研究生は、学内外の行動等について本学の学生諸規則、諸規程を遵守しなければならない。

(禁止行為)

第10条 次の各号の一に該当する行為があった場合には、研究生としての身分を失うものとする。

- (1) 学内の風紀・秩序を乱したとき
- (2) 学内において政治活動を行ったとき
- (3) 性行不良で改善の見込みがないと認められたとき
- (4) 本学の信用を損なうような行為があったとき
- (5) その他前各号に準ずる程度の不都合な行為があったとき

(研究生証)

第11条 研究生は、常に本学研究生証を携帯するものとし、その取扱いは本学学生証規程に準ずる。ただし、学割証、通学証明書の発行はできない。

2 学長は、研究生に対して、必要があれば研究生としての身分を証明する。

(修了証)

第12条 修業年限を経過し、研究生としての目的を達成したと認められる者に対して、修了証を授与する。

(委任)

第13条 この規程に定めなき事項については学長が決する。

(庶務)

第14条 この規定に関する庶務は、学長が命じた事務部局が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成12年3月1日から施行し、昭和62年4月1日から施行の「研究生受け入れ規程」は、平成12年2月29日を以って廃止する。
- 2 この規程の改廃については、教授会の意見を徴し、理事会が決定する。
- 3 この規程は、平成21年1月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成27年1月1日から施行する。

この規定の改廃については、教授会の意見を徴し、学長が決定する。

附 則

この規定は、令和6年3月1日から施行する。

# 大垣女子短期大学科目等履修生規程

(平成6年4月1日制定)

## (目的)

第1条 この規程は、大垣女子短期大学学則（以下「学則」という。）第54条第2項による科目等履修生（以下「履修生」という。）に関して、必要な事項を定める。

## (資格)

第2条 履修生の資格については、学則第10条に規定する各号のいずれかに該当する女子とする。ただし学長が認めた場合はこの限りではない。

## (定員)

第3条 履修生の定員は、正規の学生の教育活動に支障をきたさない範囲で、学科長が決定する。

## (履修期間)

第4条 履修生の履修期間は、原則として学則に規定する前期・後期の区分によるものとする。

## (履修可能科目)

第5条 履修生が履修できる科目は、当該学科に開講されている科目のうち、通常の授業に支障がないと学科長が判断し、かつ、学長が許可した科目に限るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、別表に定める演習・実技・実習科目については、これを履修することはできない。

3 本学を卒業した者が、資格又は免許等の取得を目的として履修しようとする場合であって、学長が許可した場合には、前項の規定を適用しない。

## (応募・申請)

第6条 履修生となることを希望する者は、次の各号に掲げる書類に選考料を添えて学長が命じた事務部局に申請するものとする。

- (1) 科目等履修生願書（本学所定のもの）
- (2) 履歴書（写真貼付）
- (3) 最終出身校の卒業証明書
- (4) 勤務を有する者は、その勤務先の承諾書
- (5) 選考料 25,000円
- (6) 本学卒業生については(2)(3)を省くことができる。

2 学長が命じた事務部局は、提出された書類を当該学科の選考を経て、教授会の議に付するものとする。

3 履修生は、教授会の意見を聴いて、学長が許可する。

## (施設利用等)

第7条 履修生は、図書館その他必要な施設・設備を利用することができる。

## (履修費)

第8条 履修を許可された者は、その履修費として、次の金額を所定の期日までに納入しなければならない。納入した履修費は原則として返還しない。

- (1) 講義科目 1単位 20,000円
- (2) 演習・実技・実習科目 1単位 30,000円

ただし、資格及び免許等の取得目的のために科目履修生となる本学卒業生に限り、授業形態にかかわらず1単位20,000円とする。

- (3) 教育実習、保育実習、臨地実習 実習施設との間で取り交わした一人当たりの委

### 託料

- 2 その他、別に定める科目的履修費については、学長が定める。
- 3 履修する科目によっては、必要に応じて別途徴収することがある。この場合には、受講手続前に履修希望者に明示するものとする。
- 4 所定の期日までに履修手続をしない場合は、履修許可をしない。

### (成績評価・単位授与)

第9条 履修生が本学において履修した授業科目の成績評価及び単位授与については学則第27条の定めるところによる。

- 2 履修生から申請があったときには、「単位修得証明書」を交付する。

### (履修生証)

第10条 履修生に「科目等履修生証」を交付する。

### (取消)

第11条 履修生が本人の都合により学期の途中で履修生を取り止める場合は、事由を付して学長に願い出て、科目等履修生証を返却しなければならない。

### (準用)

第12条 この規程に定めるもののほか、履修生については、学則及び本学の諸規程のうち、学生に関する規定を準用する。

### (許可の取り消し)

第13条 履修生がこの規程に違反したとき、又は不適と認めたときは、学長は履修生の許可を取り消すことができる。

### (教養科目)

第14条 履修生が教養科目的履修を希望する場合については、この規程で「当該学科に」とあるところを「教養科目として」に、「学科長」又は「当該学科で」とあるところを「総合教育センター長」に、それぞれ読み替えて適用するものとする。

### (その他)

第15条 この規程に定めなき事項については、学長が決する。

### 附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

### 附 則

1. この規程は、平成11年9月1日から施行する。

2. この規程の改廃については、教授会の意見を徴し、理事会が決定する。

### 附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成21年1月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

#### 附 則

1. この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2. この規程の改廃については、教授会の意見を徵し、学長が決定する。

#### 附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、令和6年3月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

## 大垣女子短期大学科目等履修生の入学に関する特例規程

(平成18年4月1日制定)

#### (目的)

第1条 この規程は、大垣女子短期大学「以下「本学」という。」の科目等履修生の入学特例に關し、必要な事項を定める。

#### (入学資格)

第2条 科目等履修生の入学特例の適用を受けることができる者は、本学において科目等履修生としての1年以上の在籍期間を有する者とする。

2 科目等履修生が入学特例の適用を受けるためには、前項に加えて学則第35条に定める本学を卒業するために必要な単位のうち、24単位以上の単位修得を必要とする。

3 科目等履修生の入学特例の適用を希望する場合には、その修得単位にかかわらず、入学後から卒業までの間に14単位以上の履修を必要とする。

4 科目等履修生の入学特例の適用を受けて入学する者の、入学後修得しなければならない単位には、原則として卒業研究を含むものとする。

#### (入学の時期)

第3条 科目等履修生の入学特例を希望する者は、学期の区分に従い入学することができる。

2 科目等履修生が、当該年度の後期から入学特例の適用を受けて入学する場合で、当該入学特例希望者が学期をまたいで開講されている授業科目を履修している場合の当該修得予定単位は、前条に定める入学特例を受けるために必要な単位として算入することはできない。

#### (入学前の既修得単位の認定)

第4条 科目等履修生が一定単位以上を修得し本学に入学する場合、当該単位を学則第34条により本学に入学後修得した単位とみなし、その修得により本学の教育課程の一部を修了したと認められるときは、その単位数を認定する。

#### (修業年限)

第5条 前条の規定により認定された科目及びその単位修得に要した期間を勘案し、学則第35条に規定する本学の課程を卒業するために必要な修業年限の2分の1を超えない範囲で、修業年限に通算することができる。

(卒業の要件)

第6条 科目等履修生の入学特例の適用を受ける者が、本学を卒業するために必要な履修単位は、学則第36条に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、科目等履修生として本学開設授業科目の内の一定単位を修得した者が、科目等履修生の入学特例の適用を受けることから、一部科目については、当該科目等履修生の社会経験、本学における学習状況等から判断し、教育上有益と認められる場合には、専門科目の単位をもってあてることができるものとする。

(出願等)

第7条 科目等履修生の入学特例を希望する者の入学に関する手続は、発表された当該年度の募集要項にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 願書受付期間は、当該年度の学期の区分ごとに単位が認定された日以後とし、入学後の学習を考慮し、適宜定めるものとする。
- (2) 入学試験については、当該科目等履修生の本学における成績及び授業態度等を考慮するとともに、当該学科において面接、実技等の試験を行うこととする。ただし、入学検定料については免除とする。
- (3) 合格発表は、入学後の学習に支障のないよう行うこととし、本人に文書で通知する。
- (4) 入学手続は、合格発表日以降1か月以内の別に定める日までに行うこととする。

(入学許可等)

第8条 入学については、教授会の意見を聴いて学長が決定するものとする。

2 前条第1項第4号に定める日までに学則第40条に定める金額（以下「授業料等」という）を納入したものに対し、学長は入学を許可する。

(履修費の返還)

第9条 科目等履修生の入学特例による入学者が、第3条第2項に定める授業科目を引き続き履修し、すでに当該授業科目の受講料を納入している場合には、当該入学者が入学にあたって納入した授業料との重複分を返還する。

(委任)

第10条 この規程に定めなき事項については、学長が決する。

(庶務)

第11条 この規程に関する庶務は、学長が命じた事務部局が行う。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、教授会の意見を聴いて学長が決定する。

## 附 則

この規程は、平成18年4月1日から適用する。

## 附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。ただし、改正したこの規程は、平成28年度入学者から適用する。

## 附 則

この規程は、令和6年3月1日から施行する。

# 大垣女子短期大学長期履修学生規程

(平成26年4月1日制定)

## (趣旨)

第1条 この規程は、大垣女子短期大学学則第53条の規定により履修する学生（以下「長期履修学生」という。）に関し必要な事項を定める。

## (申請資格)

第2条 長期履修学生として申請することができる者は、本学の入学試験に合格した入学手続き者のうち、次の各号のいずれかに該当するため学則で定められた年限で卒業することが困難と認められる者とする。

- (1) 有職者（正規雇用以外のものを含む）
- (2) 家事、育児、介護等の従事者
- (3) その他やむを得ない事情を有すると認められる者

2 正規の学生が、その在学期間に長期履修学生としての申請をしようとするときは本規程の定めにより取り扱う。

## (履修期間及び在学年限)

第3条 長期履修学生は、修業年限を超えて計画的に履修するものとして認められる期間（以下「長期履修期間」という。）在学し、学則で定められた卒業に必要な単位以上を修得しなければならない。

- (1) 幼児教育学科及び歯科衛生学科の長期履修期間は、4年、5年又は6年を選択できることとする。
- (2) デザイン美術学科及び音楽総合学科の長期履修期間は、3年又は4年を選択できることとする。

2 休学期間は、長期履修期間には算入しない。

## (履修単位の制限)

第4条 長期履修学生が1年間に受講登録することができる単位数の上限は、卒業に必要な単位数を長期履修期間で除して得た数をもってこれに充てる。ただし、端数が出た場合はこれを切り上げる。

## (申請手続)

第5条 長期履修学生の適用を希望する者は、長期履修学生申請書（様式1）を、学長の定める日までに提出しなければならない。

## (履修期間の変更)

第6条 長期履修学生が、長期履修期間の変更を希望する場合は、あらかじめ指導教員の承認を得て、長期履修期間変更申請書（様式2）を学長の定める日までに提出しなければならない。

2 履修期間の短縮の適用は申請の当該年度からとし、履修期間の延長の適用は申請の翌年度からとする。

## (許可)

第7条 第5条及び第6条の申請については、教授会の議を経て、学長が許可する。

## (学納金)

第8条 長期履修学生の学納金は、在籍する学科の正規の修業年限において支払うべき学納金の総額を、長期履修期間で除して得た金額を年額とし、年度ごとに前期と後期の2回に

分けて支払うこととする。

ただし、年額を算出する際には千円未満を切り上げて求めることとし、長期履修期間が満了となる年度の後期分の学納金において最終的に納付すべき学納金の金額を調整することとする。また、学納金に既納分がある場合には、その金額を減じて計算することとする。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は、教授会の意見を聴いて、学長が別に定める。

(庶務)

第10条 この規程に関する庶務は、学長が命じた事務部局が行う。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、教授会の意見を聴いて学長が決定する。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。  
ただし、平成26年度入学生においても適用するものとする。
- 2 この規程は、平成27年4月1日から施行する。  
ただし、平成27年度入学生から適用するものとする。
- 3 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、令和6年3月1日から施行する。

## 大垣女子短期大学授業料等納入規程

(平成28年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、授業料等及びその他の費用の納入に関し、大垣女子短期大学学則（以下「学則」という。）及び大垣女子短期大学教務規程（以下「教務規程」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(授業料等)

第2条 この規程において「授業料等」とは、授業料、教育充実費の費用をいう。

- 2 授業料等の納入額は、学則の別表第6に定めるとおりとする。
- 3 その他の費用とは、音楽総合学科管打楽器リペアコース及びウインド・リペアコースのリペア教材費をいう。

(授業料等の納入期限日)

第3条 授業料等（以下、「その他の費用」を含む。）の納入期限日は、学則第42条のとおりとする。

- 2 入学を許可された者が入学手続きを完了するためには、入学金及び授業料等を入学手続き要項に定める指定の期限日までに納入しなければならない。
- 3 転入学、再入学、転科を許可された者については、当該年度の授業料等を別に指定した期限日までに納入しなければならない。ただし、再入学、転科を許可された者については入学金を徴収しない。

(授業料等の納入方法)

第4条 授業料等の費用の納入方法は、指定された期日までに次学期分、又は次年度分を一括して納入するものとし、銀行振込を原則とする。

(授業料等の延納・分納)

第5条 やむを得ない事由により、授業料等を第3条第1項に規定する期限日までに納入することができない場合は、延納又は分納を許可することがある。

- 2 授業料等の延納又は分納を希望する者は、所定の延納・分納願を当該納入期限までに、学長が命じた事務部局に提出するものとする。
- 3 分納を許可する期間は1学期とする。
- 4 複数学期にわたり分納を希望する場合であっても、学期ごとに願い出なければならない。
- 5 授業料等の分納又は延納を許可された者は、前期は7月31日まで、後期は12月31日までに納入するものとし、その回数は最大4回までとする。

(授業料等滞納者の単位の認定)

第6条 授業料等滞納者の単位の認定については、教務規程第15条により認めない。

(授業料等滞納者への証明書等の発行)

第7条 授業料等の滞納者への証明書等の発行は行わない。卒業証書、卒業見込証明書もこれに含める。

(督促状の送付と除籍予告の通知)

第8条 授業料等の費用を納入期限までに納入しない者に対しては、督促状を送付する。

- 2 再度指定した期限までに納入しない場合には、除籍予告を通知する。

(授業料等滞納による除籍・復籍)

第9条 授業料等の滞納による除籍は、学則第25条第1項第3号、教務規程第8条第1項第2号及び同規程第9条第1項第2号によるものとする。これを本人及び保証人に通知する。

- 2 授業料等の延納又は分納を許可された者は、第5条第5項の納入期限を超えたときに前項の措置をとるものとする。
- 3 前項により除籍となった者が、除籍の日から1ヶ月以内に授業料等を納入し、復籍を願い出たときは、学長はこれを許可するものとする。

(休学・復学者の授業料等)

第10条 休学を許可され又は命ぜられた者（以下「休学者」という。）については、その期間の授業料等の費用は徴収しないものとする。ただし、納入済の授業料等は、返還しない。

- 2 休学者は、納入通知書が届いた日から2週間以内に学則第45条の規定により、当該学期5万円の在籍料を納入しなければならない。ただし、学期の途中からの休学者は、当該学期の在籍料は徴収しない。
- 3 復学を許可された者は、従前の所定の授業料等を第3条及び第4条により納入しなければならない。

(修業年限と授業料等)

第11条 修業年限を超えて在籍する者の授業料等は次のとおりとする。ただし、在籍年数については、休学期間及び転入学等による他大学の在籍年数は含まないものとする。

- (1) 卒業判定の結果、留年が決定した者で、卒業、資格取得に必要な科目が5科目以内の者は、その者の授業料等のうち授業料のみを納めなければならない。
- (2) 卒業判定の結果、留年が決定した者で、卒業、資格取得に必要な科目が5科目を超える者は、その者の所定の授業料等を納めなければならない。

(長期履修学生の授業料等)

第12条 長期履修学生の授業料等は、長期履修学生規程第8条に規定するとおりとする。

(科目等履修生の履修費)

第13条 科目等履修生の履修費は、科目等履修生規程第6条及び第8条に規定するとおりとする。

(研究生の研究費)

第14条 研究生の研究費は、研究生規程第6条及び第8条に規定するとおりとする。

(授業料等の返還)

第15条 納入された授業料等（履修費、研究費を含む。）は、これを返還しない。

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は、教授会の意見を聴いて学長が決定する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 昭和55年4月1日制定の学生生徒納付金規程は、平成28年3月31日をもって廃止する。

経過措置

平成28年3月31日以前の適用者については、従前の例による。

- 3 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、令和6年3月1日から施行する。
- 5 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

## 個人情報保護に関するガイドライン

### 1. 基本方針

大垣女子短期大学は、個人情報保護に関する法令、規範並びに学校法人大垣総合学園個人情報保護規程に基づき、学生に関する個人情報の適正な取り扱いを確保するためガイドラインを定めます。

### 2. 個人情報の収集並びに安全管理について

- ①個人情報は、利用目的等を知らせた上で、必要な範囲内で収集します。
- ②個人情報を適切に管理するために個人情報保護管理者を置き、情報の漏洩、改ざん、滅失を防止します

### 3. 個人情報の利用並びに提供について

- ①個人情報の利用は、教育、学生生活指導上の範囲内で行います。
- ②収集目的の範囲外でも、本人の同意がある時、法令の定めのある時又は個人の生命、身体、財産の保全上緊急を要する時は、本学は個人情報の利用及び提供をすることができます。

### 4. 個人情報の開示について

- ①開示とは、個人情報の内容が正しく保管・管理されているかを本人が確認するために、個人情報を本人に提示することをいいます。
- ②学生は本人の個人情報の内容に関して、管理者にその開示を書面にて請求できます。
- ③学生は本人の個人情報に関して、事実と異なる場合は、管理者に訂正を請求できます。

### 5. 担当窓口について

学生の個人情報に関する担当窓口は、事務局です。